第5次幸手市総合振興計画後期基本計画

パブリックコメント募集

総合振興計画は、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最も基本となる計画です。第5次幸手市総合振興計画前期基本計画の計画期間が平成25年度で終了することから、新たに後期基本計画(平成26年度～平成30年度)の策定を進めています。

この計画の策定にあたり、多くのみなさんのご意見を参考とするため、パブリックコメントを実施しますので、ご協力をお願いします。

計　画	第5次幸手市総合振興計画後期基本計画(素案) ※後期基本計画(素案)は、11月18日(月)～12月18日(水)政策調整課窓口または市ホームページで閲覧できます(窓口での閲覧は土曜・日曜・祝日を除く)。
募集期間	11月18日(月)～12月18日(水)
対　象	市内在住の人 市内在勤・在学の人 そのほか、総合振興計画に利害関係のある人
募集内容	第5次幸手市総合振興計画後期基本計画(素案)に対する意見
提出方法	政策調整課窓口または市ホームページで配布している応募用紙に必要事項を記入の上、郵送・ＦＡＸ・メール・持参のいずれかの方法で政策調整課へ
問合せ	政策調整課 〒340-0192　幸手市東4-6-8 ☎(43)1111内線4401・FAX(43)3783 メール　seisaku@city.satte.lg.jp 市ホームページ　http://www.city.satte.lg.jp/

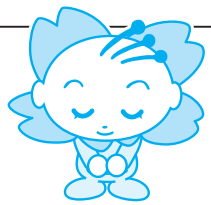

公共下水道の普及にご協力ください

早期接続を

10月末日現在、市街化区域面積の約54・7％の区域で公共下水道が利用できます。

公共下水道は、みなさんが利用して初めて、その機能と効力が発揮できるものです。公共下水道を利用できる区域内に建物を所有し、まだ接続していない人は、ぜひ、接続換えをお願いします。

雨水は絶対流入させない

雨水は公共下水道(汚水管)に流せません。雨水が大量に流入すると、汚水が逆流し、トイレなどが使用できなくなったり、マンホールから汚水が溢れ出すこともあります。

※汚水マスのふたが壊れている場合は、早急に修理をお願いします。

※配管に誤りがある場合は、至急改善してください。

下水の水質改善にご協力ください

▼油を流さない

流入した油分は下水道管に固着し、詰まりの原因になります。使用後の油は固めて「燃やせるごみ」として処分するなど、下水の水質改善にご協力ください。

また、飲食店などで油の回収器を使用している場合は、定期的に点検・清掃をお願いします。

▼悪質業者にご注意を

市内で宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような内容で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。各家庭の排水設備の点検・清掃は、個人の責任で行うものであり、義務付けられたものではありませんので、ご注意ください。

問合せ　下水道課☎(47)3340・FAX(48)0120

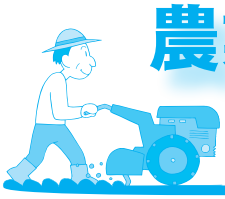

農業所得収支内訳書事前作成会の開催

問合せ　税務課☎(43)1111内線133・FAX(43)1125

平成25年中に農業収入がある人のうち、収支内訳書の作成が困難な人を対象に農業所得収支内訳書の事前作成会を開催します。

▼持ち物

領収書、出荷伝票、筆記用具、電卓、固定資産税の金額が分かるもの(納税通知書および課税資産明細書)

※持参した資料に基づいて、収支内訳書をご自身で作成してもらいますので、領収書、伝票などを整理の上、事前に計算をお願いします。

▼収支内訳書について

収支内訳書は、所得の申告の際に必要となりますので、申告までに作成してください。

※収支内訳書の用紙、減価償却計算例および参考資料は、市役所税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターで配布しています。

▼事前作成会日程　午前の部　午前9時～11時
午後の部　午後1時30分～3時30分

とき	対象地区		ところ
12月25日(水)	午前の部	上吉羽、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽	ウェルス幸手2階研修室
	午後の部	惣新田、細野、西関宿、花島、中島、槙野地、戸島、戸島1･2丁目	
12月26日(木)	午前の部	中1～4丁目、南1～3丁目、東1～5丁目、緑台1･2丁目、権現堂、神明内、天神島、天神島1丁目、平須賀、平須賀1･2丁目	
	午後の部	大字幸手、吉野、吉野1丁目、神扇、平野、中野、長間、栄	
12月27日(金)	午前の部	北1～3丁目、西1･2丁目、中5丁目、中川崎、下川崎、上高野、上高野1丁目	コミュニティセンター集会室
	午後の部	内国府間、千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間、香日向1～4丁目	

※対象地区以外の日程でも、参加することができます。
※ご自身で作成できる場合は、来場の必要はありません。

平成26年1月から事業所得(農業所得、営業所得など)、不動産所得または山林所得がある人は、記帳と帳簿の保存が必要となります。記帳や帳簿などの保存制度の詳細については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)をご覧ください。
※所得税の申告の必要がない人も対象となります。

個人住民税の給与天引き(特別徴収)を徹底します

個人住民税(市・県民税)は、1月1日時点で市内在住の人に課税する税金です。特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって市町村に納付する制度のことを言います。

県内すべての市町村と埼玉県は、平成27年度までに原則すべての給与支払者を特別徴収義務者に指定する取組みを進めています。事業主のみなさんは特別徴収するための手続きをするか、平成27年度までに円滑に切り替えられるように準備をお願いします。

問合せ　税務課☎(43)1111内線134
FAX(43)1125

【事業主のメリット】

①所得税のような税額の計算や年末調整をする必要がありません。

②従業員が常時10人未満の場合、年12回の納期を年2回にすることができます(市の承認が必要)。

【従業員のメリット】

①金融機関などへ納付に行く手間が省けます。
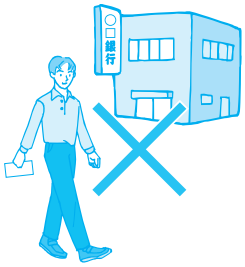
②従業員が納税通知書で納付する場合の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は12回であり1回あたりの負担が軽減されます。